

平成30年度第1回 岡山県消費生活懇談会 議事概要

1 開催概要

(1) 日時

平成30年8月3日（金）13時30分から15時まで

(2) 場所

ピュアリティまきび ルビーの間（岡山市北区下石井2-6-41）

(3) 出席者

ア 消費者委員

太田直代委員、久世英一委員、中園麻由美委員、森渕玲子委員

イ 生産・流通関係者委員

北川貞子委員、野口重明委員、吉田公子委員

ウ 学識経験者委員

佐藤豊信委員（副会長）、佐藤洋子委員（会長）、藤田研二委員、三宅教之委員、
薬師寺明子委員

エ 教育関係者委員

谷尚子委員、松坂宏士委員、山田恵子委員

オ 事務局（岡山県）

小林章人県民生活部長、山下祥嗣消費生活センター所長、森脇啓治くらし安全
安心課長 ほか

2 開会

(1) 岡山県県民生活部 小林部長 挨拶

- ・ 豪雨により被災された方にお見舞いを申し上げるとともに、県として速やかな復興に向け取り組んでいく。
- ・ 民法の改正により平成34年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意なく独りで携帯電話の契約やローンを組めるようになるが、悪質商法などの消費者トラブルに遭いやすくなるとの指摘がある。
- ・ 県においては、これまでの訪問販売などの悪質商法に関する高齢者への啓発に加え、若者が安全に消費生活が営むことができるよう取組を強化する。
- ・ 本日は、こうした消費者教育の在り方を含めて第3次県消費生活基本計画（変更）の骨子案等について審議していただく。忌たんのない意見を頂きたい。

(2) 事務局報告（懇談会開催要件等）

- ・ 19名中15名の委員の参加を頂いており、懇談会規則第6条に規定する開催要件を満たしている。
- ・ 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開するが、本日は2名に傍聴いただいている。
- ・ 議事概要については、委員に確認を頂いた後、県ホームページで公開する。
- ・ 委員改選後初めての会議のため、委員を紹介する。（出席委員を紹介）

3 議題

(1) 会長、副会長の選出について

事務局	会長、副会長は、懇談会規則第5条により、「学識経験者委員のうちから委員の互選により定める。」こととしている。 事務局案として、会長には、これまで副会長に就任いただいている佐藤洋子委員、副会長には、岡山商科大学の佐藤豊信委員の就任を提案したい。
各委員	(異議なし)
事務局	では、会長は佐藤洋子委員に、副会長は佐藤豊信委員にお願いしたい。会長、副会長に一言ずつ御挨拶を頂きたい。
会長	これまで副会長としてお世話になったが、これから、会長として、皆さんに御協力いただき実りのある会としていきたい。よろしく願います。
副会長	会長が会の運営をスムーズに行えるよう副会長として全力を挙げて努力したいと思う。よろしく願います。
事務局	では、この後の議事進行は、会長にお願いしたい。

(2) 苦情処理部会委員の指名について

会長	苦情処理部会は、参考資料の6ページ、県消費生活条例第30条に基づき、懇談会に付託された消費者苦情に対し、あっせん又は調停を行うための部会だ。 懇談会規則第7条及び8条で「部会の委員は、学識経験者のうちから5名以内で会長が指名する。」こととなっているので、指名させていただく。 苦情処理部会の委員には、佐藤副会長、藤田委員、三宅委員、薬師寺委員に、私を含めた5名を指名するので、よろしく願います。
----	---

(3) 報告事項

ア 第3次岡山県消費生活基本計画等に係る施策の取組状況

事務局	【資料1～3】 重点施策をまとめた資料1と資料2の関連箇所を参照しながら次について説明 ・ 発達段階に応じた消費者教育教材の開発と県内全学校等への配布 ・ 開発教材を活用した授業に関する教員向け消費者教育講座 ・ 消費生活セミナーによる被害防止のための啓発の推進
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業 ・市町村における消費生活相談の体制整備とレベルアップへの支援 ・地域での高齢者等の見守りネットワークの構築支援 など
会 長	御質問、御意見があれば、お願いします。
委 員	資料1の「発達段階に応じた消費者教育教材の開発」に、県内のすべての学校等に教材を配布とあるが、配布したものは、誰がどこでどのように活用しているのか。
事務局	<p>教材を活用した教員向けの消費者教育講座には、消費者教育に関わりの深い社会科、技術家庭科の先生を中心に参加いただいているが、その成果を各学校に持ち帰っていただき、校内で共有して授業等での活用を進めていただきたいと考えている。また、この教材は、「アクティブラーニング教材」として作成しているので、総合的な学習の時間や、スマートフォンの正しい使い方などに関する生徒指導の場面を含め幅広く活用していただけると考えている。</p> <p>このように、教材の良さを理解していただきながら、学校教育等での活用の普及を図ってまいりたい。</p>
委 員	学校の授業を中心とした活用にはなるとは思うが、学校での活用だけではなく、ネットにアップして多くの方がアクセスできるようにするとか、学校の教育教材として作ったもののさらなる活用に向けたアイデアはあるか。
事務局	<p>教材はできたばかりで、消費者教育コーディネーターが説明を行いながら、県内全ての幼稚園・保育園から高校までに配布したところだ。すでに、幼稚園・保育園からは活用後のアンケートも返ってきており、好評だ。また、民法の成年年齢の引下げに向けて、これからの4年間で重要であり、中学校・高等学校等でも有効な活用を働きかけていく。</p> <p>また、お話いただいたように、消費生活センターのホームページにも教材をアップしており、広く活用してもらえるようにしている。</p>
委 員	特別支援学校にも配布しているのか。
事務局	配布している。
委 員	<p>今年度、この教材を中学校校長会の総会で配布いただき、持ち帰って家庭科の担当と一緒に見たが、非常に良い教材だと感じており、しっかり活用していきたい。</p> <p>配布の際の付け紙に、今回の配付教材の他に知的障害のある人向けの授業パックも作成しており、必要な場合は問い合わせくださいと書かれていたが、現在、多くの学校に特別支援学級が設置されているので、特別支援学校のみでなく、知的障害のある人向けの教材について</p>

	も、あらかじめ全校に配布しておいた方がよいと思う。
事務局	知的障害のある人向けの教材は、平成28年度に作成しており、その際、全校に配布しているかは定かでないが、まだ余部はあると思うので、ぜひ紹介していただきたいと思う。
委員	県小学校教育研究会家庭科部会長をしているが、小学校では6月の総会で各支部長に依頼して、すべての学校に配布した。その前に私の方に消費生活センターの方が訪れ、見せてもらったが、非常に素晴らしい教材で、家庭科の授業だけでなく、色々な教科において活用できるなど話をした。また、家庭科の総会するときにも是非使ってほしいと支部長に伝えた。今年度11月30日に、全国家庭科の研究会があり、全国から700名の教員が集まるが、(会場となる)平井小学校では、消費者教育の研修授業を行い、牧石小学校では、食育を行うが、平井小学校では、消費生活センターからお話を伺った後に研究授業を行うこととしている。
委員	幼稚園・こども園長会では、紙芝居を保育園にも頂いて、早速子どもたちに読み聞かせをしているが、いまの子どもたちは、買い物が身近で、例えば、カレーライスの食材を先生と一緒に買いに行くとか、そうした活動も行っているので、身近な教材になっていると思う。 また、毎日絵本などを子どもたちに読み聞かせているが、それだけでなく保護者も一緒に、聞いてもらい、子育ての若い世代にも理解してもらうことも大事だと思っており、PTAの研修会などで利用することで、わかりやすく保護者にも見てもらえらると思う。
委員	今年度から、高等学校の通級指導級が始まっており、軽い発達障害の子どもたちに対する国のプログラムが始まって、先生方もプログラムを考えていると思うが、こうした子どもたちは被害に遭いやすいと思うので、3校あるので、そこでも積極的に活用されるようにPRを行っていただきたい。
事務局	この話は初耳で、消費者教育コーディネーターと相談して対応したい。優れた教材なので、是非学校で生徒たちにどんどん教育していただきたい。我々もPRしていくが、先生方の理解が一番なので、よろしく願いしたい。
会長	消費生活センターのホームページを先生方も見ていただければ、色々なものが参考にご覧いただける。他の先生方に見ていただくようお伝えいただきたい。

事務局	<p>【平成29年度消費生活センター事業実績の概要（冊子）】により次について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談の状況 ・消費者啓発・教育の状況 ・市町村消費生活相談体制の充実支援 ・情報・資料の提供 など
会 長	<p>委員の皆さんから御意見を伺いたいところだが、時間が押しているので、ここでは割愛し、最後に時間があれば御意見を伺いたい。</p>

(4) 議決事項

ア 第3次岡山県消費生活基本計画（変更）に係る骨子案について

事務局	<p>【資料4】により基本計画（変更）の骨子案について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更の趣旨 ・基本計画（変更）骨子案（構成、計画の位置付け、計画期間） ・これまでの取組と課題 ・今回の改正で盛り込む主な内容 ・今後の予定 など
会 長	<p>基本的には、①いままで二つに分かれていた「消費生活基本計画」と「消費者教育推進計画」、それぞれ5カ年計画だが、始まりが違うため期間がずれており、このたび、統合して、期間も合わせる。②国の基本方針が変更されたので、それを反映させる。この2点が計画変更のポイントになる。</p> <p>今後、こういう方向で、素案が作られることになるので、質問や、このことを盛り込んでほしいとか、何でも結構なので、御意見等を伺いたい。</p>
委 員	<p>方向性はすごく良いが、実効性の担保とかはあまり変わらないようだ。推進体制とかは、今のままで大丈夫という考えか。</p>
事務局	<p>県と市町村の連携や、また、教育分野との連携を強化していくことにより、実効性の担保というか、施策を推し進めていくための体制を確保する方向で進めていきたい。</p>
委 員	<p>いまの三宅委員の提案は重要だと思う。</p> <p>資料2の6ページに見守りネットワークの図が載っているが、このシステムに関わるそれぞれの組織体が、どのような役割を持ち、分担して、トータルとしてネットワークが目指すべき消費者の安全安心の確保にどのように貢献していけるのかという、明確な説明を次回までには準備しておいてほしい。</p> <p>それと、同じく資料2の5ページ、消費生活相談窓口のところだ</p>

が、県には相談員が17人いて、その下に各市町村の状況があるが、市町村は相談員を置いているところも少ない状況である。県の場合、相談件数が9,621件ということは、年間300日で単純に計算すると、一人1日当たり2件対応しているだけとなる。一方、市町村で相談員を置いているところは、結構な負担になってくるのではないかと、それで十分に相談に乗っていただけるのかなと思う。

他の資料では、訪問販売のトラブルをみると高齢者が多い。若い人は仕事に出ていて、家にいるのは高齢者だけだ。田舎で家にいるのは高齢者、しかも、年取ると人的ネットワークで情報交換もできていないから、簡単にだまされやすい。私が悪いことをする人間なら、地方を狙って、訪問販売で、売りつけるのが一番効率のいいやり方ということになる。そう考えると、市町村は相談員は少ないが、高齢者が増えているということは被害に遭う可能性・確率は高くなっているということになる。

県全体としての相談員の人的資源と、その人的資源をを有効に生かしていくためのネットワークをどのように動かしていくのか。そのことによってトータルとして消費者被害を防いでいくのかという視点を、6ページのネットワークのイメージ図の中で、それぞれどのような役割分担をして行っていくのかということ、次回、説明いただくようお願いしたい。

事務局	その辺りもしっかり検討していきたい。
委員	保育所にも紙芝居を配布できればよいと思うが。
事務局	保育所にも全部配っている。
委員	認可外も含めてすべての保育所に配っているのか。
事務局	おそらく認可保育所だけだが、要望があれば、認可外にも配りたいが、その場合は必ず使っていただきたい。単価が1組7千円とか、8千円と高価であり、国の交付金を活用して作成している。
委員	紙芝居はとてもよくできているが、親の教育も大切で、親子で見ることができるよう、図書館に配ることはできるか。
事務局	図書館にも配る予定にしている。
会長	計画を統合することで、具体的な施策で、こういうことで効果的になるとか、良くなるといった事例はあるか。
事務局	資料4の2ページの4(3)にあるように、消費者教育と他の消費者施策との連携ということで、具体的には、消費者教育について学校と消費生活センターが連携して取り組むことを通じて、実際の生徒の

	<p>消費者トラブルに対しても、円滑に連携して対応できるような関係性を築いていくといった一体的な取組の方向は、しっかり意識していきたい。少なくとも施策全体を結びつけて考えて、取り組んでいきやすくなることは、計画を統合する大きな意義だと考えている。</p>
会 長	<p>計画が一つになることで、予算が使いやすくなるなどのメリットはないのか。</p>
事務局	<p>予算の面で、メリットになるということはないが、これまで計画が二つあったことで、重複しているところがあったり、分かりにくかった面がある。それを一体化することで、計画として分かりやすいものとなり、施策を効率的に進めやすくなると考えている。</p>
会 長	<p>それと、消費者ホットラインの188番が、110番のように、まだ浸透していない。学校で児童生徒に覚えてもらえば、家に帰って、おじいさん、おばあさんに伝えてもらって、浸透していきやすくなるのではないかと思う。</p> <p>そのようにいろいろな面で連携していければ、計画を統合した意義も出てくるのではないかと思う。</p> <p>では、この議案については、骨子案はこの方向でよいということで、今後、素案として充実してもらおうこととする。</p> <p>本日の議題は以上である。</p>

4 閉会（事務局）

- ・ 本日骨子案の審議を頂いた第3次岡山県消費生活基本計画の変更手続きについては、第2回目の懇談会（11月頃）に素案を、第3回目の懇談会（来年2月頃）に計画案を、それぞれ審議していただく予定であり、別途案内するので、よろしく願います。